

松代地区住民自治協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、松代地区住民自治協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、「自分たちの地域は自分たちでつくる」を理念に、住民自治の向上を図り、行政との連絡及び調整に努めるとともに住民相互の交流と活動を通じて連帯感を高め、住みやすく魅力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地区内の各区・自治会、その他関連機関等との連絡調整。
- (2) 行政機関との協定に基づく事業の実施。
- (3) 地区の人権教育・文化活動・青少年の健全育成に関する事業の実施。
- (4) 地区住民の健康と福祉の増進に関する事業の実施。
- (5) 地区の産業振興及び観光事業の実施。
- (6) 地区の防災・防犯・交通安全に関する事業の実施。
- (7) 地区の生活環境の向上及び自然環境の保全に関する事業の実施。
- (8) その他目的達成のために必要な事業の実施。

(会員)

第4条 本会の会員は、松代地区に居住する住民及び地区内を活動範囲とする各種団体等とする。

(事務所)

第5条 本会の事務所は、長野市松代支所内に置く。

第2章 組織

(組織)

第6条 本会に、評議委員を置く。評議委員は、別表1に掲げる住民の代表者、各種団体より選出された代表者等（公募委員を除く。）及び総会で承認された有識者が評議委員となる。

- 2 前項の評議委員の選考については、別に定める細則による。
- 3 本会に、総会、理事会及び総務運営会議を置く。
- 4 本会に、必要に応じて、課題別の部会を設置する。
- 5 本会に、財務委員会を設置する。
- 6 本会に、必要な都度、対策本部を設置することができる。

(総会)

第7条 総会は、本会の最高議決機関であって、評議委員をもって構成し、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は評議委員の3分の1以上の請求があった場合には、臨時総会を開催する。

- 2 総会は、次の事項を評議決定する。
 - (1) 本会の事業計画及び予算に関すること。
 - (2) 本会の事業報告及び決算を承認すること。
 - (3) 理事会の推薦に基づき、本会の役員及び有識者を選任すること。
 - (4) 理事会の理事を選任すること。
 - (5) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (6) その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

(理事会)

第8条 理事会の理事は、総会において別表1に掲げる評議委員のうち部会構成団体の代表者等の中から選任する。

- 2 理事会は、次の事項を評議決定する。
 - (1) 事業計画及び予算を策定し、事業報告及び決算を行うこと。
 - (2) 役員及び有識者を総会に推薦すること。
 - (3) 総務運営会議の推薦に基づき、評議委員を選任すること。

- (4) 総会がやむを得ない事情で開催できない場合、総会機能を代行すること。
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決すること。
- 3 役員等を推薦するため、別に定める細則に基づき役員選考委員会を設置する。
- 4 必要に応じ、理事以外の会員及び会員以外の有識者の出席を求め、意見を求める事ができる。

(総務運営会議)

第 9 条 総務運営会議は、会長、副会長、会計及び部会長をもって構成する。

- 2 総務運営会議は、本会の事業の執行管理及び部会間の連絡調整を図るとともに、次の事項を評議決定する。
 - (1) 理事会に付議する事項について審議決定すること。
 - (2) 理事会がやむを得ない事情で開催できない場合、理事会機能を代行すること。
 - (3) その他理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決すること。
- 3 必要に応じ、他の会員及び会員以外の有識者の出席を求め、意見を求める事ができる。

(部会)

第 10 条 部会は、第 2 条の目的達成のための実行機関として、第 3 条の事業を遂行するための活動をする。

- 2 部会長は、部会で議し、あるいは実施する事業について、会長に適宜報告しなくてはならない。
- 3 部会長は部会委員の互選とし、部会に副部会長を置く。副部会長は、会長、副会長及び担当部会長協議のうえ、部会長が指名する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 部会委員は、各種団体より選出された者及び公募により選出された者とする。
- 6 前項の部会委員の公募方法は別に定める細則による。
- 7 副部会長及び部会委員の任期は、役員の任期に準じる。

(財務委員会)

第 11 条 財務委員会は次の事項を審議する。

- (1) 本会の予算原案策定に関すること。

(2) その他財務に関すること。

2 財務委員会の委員構成等は別に定める細則による。

(対策本部)

第 12 条 対策本部は、非常設機関であって、非常時の際に全役員をもって構成し、必要な措置を講じ課題に対応する。

第 3 章 役員

(役員)

第 13 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1 名
- (4) 会計 1 名
- (5) 監事 2 名
- (6) 部会長 若干名

2 会長、会計及び監事は会員の中から理事会内の役員選考委員会で選出し、副会長、事務局長は会長の指名とする。

3 監事を除く役員は、理事会の理事を兼務する。

4 副会長は部会長を兼務できる。

5 必要に応じて総会の承認を得て、本会に相談役又は顧問を置くことができる。

(役員の仕事)

第 14 条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会、理事会及び総務運営会議を招集して議長となる。また、非常時の対策本部長となる。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(3) 事務局長は、会長の命により事務局を統括する。

(4) 会計は、本会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。

(5) 監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

(6) 部会長は、担当部会の運営にあたる。

(7) 顧問は、必要に応じて、各種会議に出席し、助言を行う。

(評議委員及び役員の任期)

第 15 条 評議委員及び役員の任期は、2 年とし、2 期以内の再任を妨げない。ただし、補欠の評議委員及び役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議委員及び役員は再任されることができる。

第 4 章 会議

(会議の招集)

第 16 条 会議は、総会を除き、会議の長が必要と認めるときに開催する。ただし、構成員の過半数の請求があった場合は、会議の長は速やかに会議を招集しなければならない。

(定足数等)

第 17 条 会議は、構成員の過半数の出席により成立し、会議の議事は、出席者の過半数によって決する。

2 会議に出席できない構成員は、その権限の行使を他の構成員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会議の長に委任したものとみなす。

第 5 章 事務局

(事務局)

第 18 条 本会の運営を円滑に行うため、事務局を設置する。

2 事務局に会長が任命する事務局長及び職員を置く。

第 6 章 会計

(会計)

第 19 条 本会の経費は、会費、補助金、交付金、負担金、寄付金その他の収入をも

って充てる。

- 2 会費等を会員から徴収する場合は、区費等を考慮し、区・自治会の判断により減免をすることができる。
- 3 本会の会計は、一般会計と特別会計とする。

(会計年度)

第 20 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計及び資産帳簿の整備)

第 21 条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

(監査と報告)

第 22 条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

第 7 章 その他

(雑則)

第 23 条 この会則に定めのあるもののほかに、本会の運営に必要な規則等に関しては、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 第 15 条の規定にかかわらず、第 1 期の評議委員及び役員の任期は、本会設立の日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。
- 3 第 19 条の規定にかかわらず、平成 18 年度の会計年度は、本会設立の日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。
- 4 第 14 条第 1 号の規定にかかわらず、本会に関する基本的事項及び重要事項を除き、本会の運営上必要な事項について、会議に諮るいとまがない場合、会長が専決することができる。会長が専決した事項については、事後に開催する会議で報告するものとする。

5 第 15 条の規定にかかわらず、評議委員及び役員の任期は、区長にあっては、区長の任期満了日、団体の代表者にあっては、その団体における任期満了日までとすることができる。

附 則

この会則は、平成 19 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 20 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 23 年 4 月 28 日から施行する。

別表1（会則第6条関係）

平成23年度松代地区住民自治協議会評議委員

部会名	部会構成団体	協力団体
総務部会	区長会	白バラ会
	*行政区長は「住民代表」 として評議委員となる。	真田線建設期成同盟会
		日赤長野市地区松代分区
		共同募金会長野市支会松代分会
		赤十字奉仕団松代分団
教育文化部会	人権同和教育促進協議会	人権擁護委員
	男女共同参画市民推進員	文化芸術協会
	地域公民館連絡協議会連合会	芸能協議会
	教育文化支援委員会	音楽協会
	子ども会育成連絡協議会（6団体）	松代総合美術展協議会
	青少年育成委員会	松代地区体育指導員会
		愛の鐘管理委員会
福祉健康部会	社会福祉協議会	民生児童委員協議会
	保健補導員会	身体障害者福祉協会松代支部
		保護司会
		更生保護女性会
		老人クラブ連合会
		尼巖奇妙山トレッキングの会
		マレットゴルフ協会
産業観光部会	歴史的建造物活用委員会	長野商工会議所松代支部
	産業振興委員会	松代商店会連合会
	松代城関連事業委員会	松代中心市街地活性化協議会
	エコール・ド・まつしろ倶楽部	NPO法人夢空間松代のまちと心を育てる会
		松代町地域振興情報通信懇話会
		観光事業振興会
安心安全部会	自主防災組織連絡協議会	消防団松代分団
	河川愛護会	有線放送電話農業協同組合
	防犯協会	長野南少年警察ボランティア協会
	交通安全推進委員会	交通安全協会
		松代駅前等駐輪場管理委員会
環境部会	生活環境委員会	
	自然環境委員会	
特別部会	屋代線対策部会・バス対策部会	

* 住民代表35名、各種団体代表54名

* 本案は、平成23年4月28日時点のものであり、今後変更する可能性があります。

松代地区住民自治協議会評議委員選考細則

第1条 この細則は、松代地区住民自治協議会会則第6条で規定する総会を構成する評議委員の選考をするため必要事項を定める。

第2条 評議委員の任期満了前に開催される理事会に先立ち、住民自治協議会の広報紙により、当該年度に評議委員となっている団体をもとに次期評議委員候補者となる団体名を掲載し周知につとめる。

第3条 広報紙に掲載をして2週間の経過後、評議委員として新たに参加、または退会の申し出のあった団体について総務運営会議で選考を行う。また、申し出のない団体は評議委員として承諾をしたものとする。

第4条 総務運営会議は、申し出のあった団体の事業計画及び予算書等必要な資料の提出を求め、次の団体基準を満たしているか適否を判断する。

- (1) 公益性のある事業を行っている団体
- (2) 松代地区を活動の拠点としている団体
- (3) 1年間以上活動の実績があり、継続性がある団体
- (4) 住民自治協議会の目的に共通する活動をする団体
- (5) その他会長が必要とする要件

第5条 総務運営会議で適当と判断した評議委員候補者は、理事会へ報告し承認を得る。

附則 この細則は平成22年4月1日から施行する。

松代地区住民自治協議会役員選考委員会細則

第1条 この細則は、松代地区住民自治協議会会則第8条第3項の規定により、会長1名、会計1名、監事2名、有識者若干名（以下「役員」とする。）の役員選考をするため必要な事項を定める。

第2条 評議委員の任期満了前に開催される理事会に先立ち、評議委員となっている各種団体へ役員候補者の照会を行い、回答のあった候補者氏名を理事会へ報告する。

第3条 役員選考委員会は、理事会へ報告のあった各種団体の推薦に基づき、役員候補者をそれぞれ選出する。

第4条 役員選考委員会の構成団体及び人数は下記のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) 区長会 | 7名 |
| (2) 地区社会福祉協議会 | 1名 |
| (3) 長野商工会議所松代支部 | 1名 |
| (4) 必要に応じて総務運営会議で必要と認めた個人及び団体 | 若干名 |

第5条 選考委員会の選考委員長は、区長会の中から選出する。

第6条 理事会で推薦を受けた会長候補者は、総会で承認を得るため、副会長候補者を若干名指名し、候補者名を事務局へ届ける。

附則 この細則は平成22年4月1日から施行する。

松代地区住民自治協議会部会委員公募細則

(目的)

第1条 この細則は、評議委員でない松代地区住民自治協議会会則第10条第6項で規定する部会委員の公募について必要事項を定める。

(定数)

第2条 公募委員の定数は、各部会5名以内とする。

(公募委員の募集)

第3条 公募委員が必要な部会長は、総務運営会議で承認を受け、広報紙に掲載をして、随時募集することができる。

(応募資格)

第4条 公募委員に応募できるものは、会員のうち当該部会の委員とし参画する意欲のあるものとする。

(応募方法)

第5条 公募委員に応募しようとするものは、公募委員申込書を松代地区住民自治協議会長へ提出する。

(公募委員の選考)

第6条 公募委員は、総務運営会議が前条の申込書の内容を審査し選考するものとする。

(任期)

第7条 公募委員の任期は、部会委員の任期にあわせる。

附則 この細則は平成22年4月1日から施行する。

松代地区住民自治協議会財務委員会細則

第1条 この細則は、松代地区住民自治協議会会則第11条第2項の規定により、住民自治協議会の予算原案を作成するため必要事項を定める。

第2条 財務委員会で作成する予算原案は、一般会計及び特別会計の歳入、歳出予算とする。

第3条 事務局は、あらかじめ各部会の予算要求額をとりまとめ、財務委員会へ提出する。

第4条 財務委員会の委員の構成団体および人数は下記のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|----|
| (1) 区長会 | 7名 |
| (2) 長野商工会議所松代支部 | 1名 |
| (3) 住民自治協議会役員経験者のうち会長が指名する者 | 1名 |
| (4) 事務局長 | 1名 |

第5条 事務局長は財務委員会で作成した予算原案を総務運営会議へ提出する。

附則 この細則は平成22年4月1日から施行する。